

# 【第1部 町内会について】

## 1 町内会組織図

(平成27年4月1日現在)

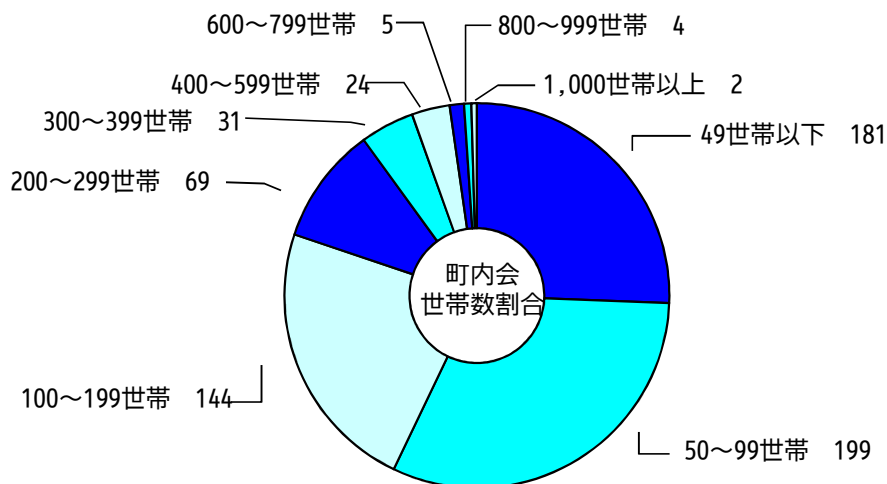
郡山市自治会連合会	郡山中央町内会連合会	317町内会
	安積町自治会長会	29町内会
	三穂田町区長会	12町内会
	逢瀬町区長会	8町内会
	片平町区長等連絡協議会	20町内会
	喜久田町区長会	17町内会
	日和田町町内会長協議会	35町内会
	富久山町連合町内会長会 連絡協議会	118町内会
	湖南町区長会	12町内会
	熱海町行政区長会	22町内会
	田村町自治会	29町内会
	西田町区長会	17町内会
	中田町内会連絡協議会	13町内会
	計	649町内会
単独のもの	10町内会	
郡山市町内会総数	659町内会	

**【郡山市自治会連合会事務局】**

市民部 市民・NPO活動推進課内 TEL 924-1888 FAX 931-5186

## 【参考】町内会の規模別一覧

(平成27年4月1日現在)



## 2 郡山市まちづくり活動保険制度

郡山市まちづくり活動保険制度は、市民の皆さんが安心して町内会活動やボランティア活動などの市民公益活動を行えるよう、市民公益活動中の傷害事故や他人に対する損害賠償事故を補償するものです。

詳しくは、町内会長の皆さんへお送りしている「郡山市まちづくり活動保険制度のご案内」をご覧ください。

※「市民公益活動」とは、市民の皆さんが公共の利益のために自主的・自発的に行う活動です。

## 3 町内会長<sup>きしょう</sup>「徽章」

町内会長の「徽章」を希望者に販売しています。価格は、1個3,000円です。

詳しくは事務局へお問い合わせください。

## 4 町内会加入促進チラシ・ポスター

事務局において町内会未加入者に対する加入促進のチラシをお渡ししています。

## 5 回覧板の配布

市刊行物や地域のお知らせ等を回覧するための回覧板を町内会長等へ配布しています。

古くなったり、班数が増えて足りなくなったりした場合は、事務局までご連絡ください。

## 6 会報紙の発行

連合会の活動内容をお知らせするために、会報紙を発行し、配布しています。

## 7 功労者表彰の実施

地域の住民自治活動を積極的に推進し、その功績が顕著である個人や町内会等を表彰しています。

## 8 「町内会」の活動

町内会は、一定の区域に住む住民の自主的な意思による総意にもとづき、地域を快適で住みやすくするために結成された任意の団体であり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との考えのもと、安全で安心なコミュニティづくりの中心的な担い手として活動しています。

各町内会は、おおむね次のような活動をしています。その活動の意義は深く、地域における連帯感の醸成やまちづくりにおいても重要な役割を担っています。

### **① 地域課題の解決の場**

私たちの地域を見渡したとき、ごみ問題、ひとり暮らしの高齢者対策、子育て支援、地域福祉の充実、青少年の非行防止、道路や公園などの環境整備、地域防災防犯、交通安全などいろいろな課題があります。このような課題は、個人や家庭だけではなかなか解決で

きません。

町内会では、こうした問題の要望や意見を取り上げて話し合い、共通の課題として解決していきます。

その過程で町内会は、市や県、警察、あるいは国などと深い関わりを持つこととなります。郡山市では、町内会を市民協働の重要なパートナーと位置づけ、連携を図っています。



## ② 地域住民の生活向上と地域福祉増進の場

《活動例》

- ・住民環境の整備維持と美化活動
- ・防災・防犯体制の整備と日常活動
- ・地域福祉の充実
- ・交通問題と交通事故防止対策
- ・青少年活動への支援と青年育成
- ・赤十字活動、共同募金活動
- ・高齢者・障がい者への福祉活動
- ・地域内文化振興活動の推進
- ・健康・体育と構成活動
- ・近隣町内会、連合町内会等との連携諸活動
- ・市民行政及び各種情報の伝達普及
- ・「町内会報」等の発行並びに連絡文・回覧紙等の作成・配布・掲示

## ③ 地域住民の連携と親睦の場

地域生活向上・地域福祉増進のため人々がふれあい、話し合い、協力し合う場として、次のような行事等を開催しています。

《行事例》

- ・道路や公園、湖岸等の美化清掃
- ・防犯訓練や防犯パトロール
- ・交差点等での交通安全誘導
- ・子供会行事、学童見守り活動
- ・運動会、文化祭、盆踊り・音楽等のまつり
- ・文化厚生教室、文化作品展の開催
- ・餅つき、体力テスト会、音楽・合唱、演芸会等世代間交流会の開催
- ・講習会、見学会、視察研修、ウォーキング、ハイキング等の開催
- ・高齢者対象のいきいきサロン、敬老会開催
- ・慶弔事、介護等への協力

## 9 町内会の運営と役員

### ① 運営方法

町内会は地域住民が主体的活動をする組織であり、その活動は会員の総意であるべきです。

運営方法は、通常総会や役員会などでより多くの会員の意見を取り入れ、民主的に決めていく必要があります。

### ② 会則の制定及び改正等

町内会を円滑に運営していくためには、「会則」を制定し、一定の基準等を設けて

物事を処理していくことが必要です。また町内会を運営していく中で、社会情勢の変化によって、会則の不都合や運営に支障がある場合、会則を改正し又は細則を設けて運営をやすくしていく必要もあります。

### ③ 意見の集約

地域で生活していくうえで起きた課題はみんなの問題・公共の課題として考えていく必要があります。課題に対しては、多くの会員の意見を聞いて対策を決めていくのが町内会の基本です。重要事項を扱う総会の表決のあり方は意見集約の中心になります。また、その議案やそれに関連する諸事項を決める代議員会や役員会などでの審議も重要です。

### ④ 役員を選出方法と任期

日々の問題解決の実際は役員会での決定が重要になります。役員を選出方法については、会長の場合、【1】選考委員会・推薦会等により候補者を選び総会で選任、【2】副会長の中から選出、【3】選挙等、いろいろありますが、会員の意見が公正に反映できる民主的な選出方法を会則（又は選出規程）で決めておくことです。

### ⑤ 事業・収支報告、事業計画・予算

前年度の事業報告や収支決算（会計）報告については、会長ほか関係役員及び会計

で事業報告書として作成します。これに事業計画案、収支予算案を合わせ「総会議案書」として会員全員に知らせる必要があります。

新年度の総会では前年度について報告して承認を受け、新年度の事業計画や収支予算を決定します。会計処理は、複数の役員を通さないとできない仕組みにしておくべきであり、監査も2名以上おくべきでしょう。

※郡山市自治会連合会では、町内会の収支予算書等の作り方のご相談も受け付けています。

また、収支予算書・決算書の例も掲載いたしましたので、参考にしてください。【関連16～19ページ】

## 10 集合住宅について

アパート・マンション等では新たに町内会を結成する事例もありますが、世帯数の少ない場合は、隣接の既存町内会との話し合いによる統合・加入が望ましいと思われます。

## 11 町内会を新たに結成する場合

一般的には、既存町内会へ加入する事例が多く見られますが、世帯数が多く単独の町内会を設立したい場合には、地域の連合会や郡山市自治会連合会事務局（市民・NPO活動推進課内）へ御相談ください。

また、既存町内会・自治会にあっても、規

模（世帯数）の小さな場合、その形態・新旧の違いに関わらず、隣接町内会との統合・合併を検討し、適正規模とすることを考慮すべきケースもあります。

（問い合わせ）

郡山市自治会連合会事務局

（市民・NPO 活動推進課内）

Tel.924-1888

**【参考】 設立までの一般的な流れ**

- ① 町内会の設立の必要性について検討する。  
（既存町内会との統合・合併はできないか、近隣との調整はできているかなど）
- ② 設立発起人会を結成する。
- ③ 設立について地域住民の意見を集約する。
- ④ 設立趣意書等を配布、申し込みを受ける。
- ⑤ 会則案をつくる。
- ⑥ 事業計画案、予算案などをつくる。
- ⑦ 役員を選出方法などを検討する。
- ⑧ 設立総会を開催し、設立および議案を審議、決定する。 → 設立
- ⑨ 連合町内会に加入する。

